

5 統合・広域化の基本的な考え方

これまでの議論をとりまとめ、今後、統合・広域化について県・市町村等が具体的な対話を行うのに資するよう、現段階での基本的な考え方を整理します。

《 統合・広域化の目的・効果 》

これからの統合・広域化は、県内の水道事業の運営基盤を強化し、高い技術力、経営力、財務力を有する事業体をつくり上げることにより、これまでに達成してきた水道の水準を次世代に確保し続け、さらに21世紀に求められるより高いサービス水準の水道を実現することです。

なお、この場合の統合・広域化は、経営や運転管理の一体化等のソフト面を中心としたものを想定しています。

《 県・市町村の役割との整合 》

水道事業は原則として基礎自治体である市町村が担っていくものです。その一方で、広域的な水源確保及び用水供給については、県が広域的に関与することも考えられます。県と市町村の役割を明確化した上で、それに整合した姿について検討すべきと考えます。

《 県民の共同負担と県の役割 》

広域的な水源の担保に必要な費用については、県民全体に水源を公平に担保するため、県民が共同で一定の負担をすることが望ましいと考えます。今後の県の役割については、本来県民が共同負担すべき費用についての考え方を踏まえて検討することが望ましいと考えます。

それ以外の費用については、地域又は市町村単位での自己責任による負担とすることが適当と考えられます。

《 水道料金 》

統合・広域化に伴い水道料金が統一・平準化された場合には、一部地域で水道料金（又は受水料金）が上昇する可能性が懸念される一方で、統合・広域化により効率化が図られることで、料金上昇の抑制や料金引き下げの効果を水利用者が享受できる可能性もあります。

なお、更新・再構築期の水道にあっては、統合・広域化を行った場合においても、サービス水準の維持・向上を目指す上では、料金値上げによって資金確保することに水利用者の理解を得ていくことも考えられます。

また、これからの統合・広域化においては、一律の料金になるという前提で考える必要は必ずしもありません。

《 統合効果の発揮 》

統合・広域化の検討にあたっては、水平統合、垂直統合等の姿や枠組みによって効果の現れ方は異なるものですので、地域の実状に即して枠組みを想定し、その効果を具体的に検討すべきと考えます。

《 末端水道事業体の広域化 》

末端の水道事業体については、自立性の高い水道として技術及び経営の両面について安定した基盤を確立するため、水道用水供給事業の区域を一つの単位として統合を進めるべきと考えます。特に小規模水道事業体については早急に検討すべきものと考えます。

《 県営水道 》

県営水道については、統合・広域化の効果を既にも実現しているものと捉え、組織を一事業体として維持することも視野に検討すべきと考えます。その場合であっても県・市町村の役割を組織運営面でも明確化し、県営水道地域の市町村が経営面・財政面で参画すべきであると考えます。

なお、現行の県営水道について検討するに際しては、同一市町村の行政区域を県営水道と市町村営水道が分割して給水している場合の給水区域の統合についても併せて検討することが望ましいと考えます。

《 統合・広域化の進め方 》

統合・広域化については、県内全域で一斉に進めることが統合効果を県内全域に及ぼす上では望ましいですが、各圏域の事情で一斉に進めることが困難な場合、統合の方向性について全県的に明確に示した上で、その方向性の実現に向けての作業は画一的にせず各圏域の実情に合わせてつつ統合可能な圏域から段階的に統合することも考えられます。